

# ブライアリーの『国際法の展望』について

城 戸 正 彦

## 第1節 ブライアリーの経歴と業績

### 第1項 経歴

ブライアリー (Brierly, James Leslie) (1881-1955) の経歴については、その死後、オックスフォード大学国際公法教授の、ウォルドック (Waldock, C. H. M.) が、『国際法学会年報 (Annuaire de l'Institut de Droit International) 1955 年』に寄せた「追悼文 (obituary note)」のなかで、詳細に記載されており、以下にその要約を述べる<sup>1)</sup>。

ブライアリーは、1881 年、英国ヨークシャー (Yorkshire) 州のハッダーズフィールド (Huddersfield) に生まれ、チャーターハウス校 (Charter-house School), さらにオックスフォードのブラーズノーズ・カレッジ (Brasenose College) に学び、カレッジでは、古典学研究の奨学生をうけた。また大学で、古典学と法学の最優秀卒業学位をえ、1906 年、オール・ソウルズ・カレッジ (All Souls College) の優秀者奨学生 (Prize fellow) に選ばれた。翌年、リンカーンズ・イン法曹会 (the Bar at Lincoln's Inn) に招かれ、またモーム・バリスタ事務所 (the Chambers of F. H. Maugham, K. C. のちに Lord Maugham) に入った。しかし 3 年後の 1913 年、法学を教えるため、オックスフォード大学のトリニティ・カレッジ (Trinity College) にもどり、第一次大戦の軍務につくまで、そこで研究に従った。

1914 年から軍務に服し、近東地方に派遣されたのち、20 年、少佐になって復員した。

1920年からマンチェスター大学法学教授として2年間勤めたのち、22年から47年までオックスフォード大学国際法教授、およびオール・ソオルス・カレッジのフェローの地位にあった。さらに、マイルズ (Sir John Miles) とともに、『アンソンの英国契約法 (Anson's English Law of Contract)』の増補版を編集し、またそのケースブックを出版している。

このほか、国際法関係の、次の諸機関の仕事についている。

国際連盟の国際法典編さん専門委員会

1929年 国際法学会 (IDI) 準会員、37年正会員

1929-36年『英國国際法年報 (British Year Book of International Law (BY))』編集者

イタリア・エチオピア紛争中のエチオピア皇帝顧問

国際連合の国際法委員会 (ILC) 創設委員 (1951年議長)

また社会活動として、次の仕事についている。

オックスフォード大学の評議会 (Hebdomadal Council) 評議員

大学出版社代議員 (27年間)

政府委員会 (学働紛争と農業賃金) 委員

第2次大戦中の諮問委員会 (外国人の抑留と国民兵役) 委員

## 第2項 業績

ブライアリーの主要な論文と著書は次のようである。

国際法に関する、29篇の論文は、ケンブリッジ大学国際法教授のローター・パクト (Lauterpacht, Sir Hersch) とウォルドックにより、『国際法の拘束力の根拠など論文集 (The Basis of Obligation in International Law and other Papers)』という表題で、1958年に編集出版されている<sup>2)</sup>。ここには、彼の、1928年ハーグ・アカデミーでの講義「国際法の拘束力の根拠 (Le fondement du caractère obligatoire du droit international)」<sup>3)</sup>の英訳をはじめとして、『英國国際法年報 (BY)』、その他の学術書に収められた論文のほとんどが集録されて

いる。なおこれ以外に、1936年に「平時法的一般原則 (Règles générales du droit de la paix)」という題目の講義を、ハーグ・アカデミでは行っている<sup>4)</sup>そして著書としては、

『国際法——平時国際法入門——(The Law of Nations—An Introduction to the International Law of Peace, 1928)』

『国際法の展望 (The Outlook for International Law, 1944)』

の2冊がある<sup>5)</sup>また1911年に翻訳した、ズーチ (Zouche, Rdchard) の『フェーキアーリスの法と裁判、いいかえると諸国家間の法とその法に関する諸問題の解説 (Juris et Judicii Fecialis, sive, Juris Inter Gentes, et Questionum de Eodem Explicatio, 1650)』は、『カーネギー国際法古典双書 (Carnegie seris of the Classics of International Law)』として出版されている<sup>6)</sup>。

主著『国際法』は、第1版・1928年(228頁), 第2版・1936年(271頁), 第3版・1941年(272頁), 第4版・1949年(306頁), 第5版・1955年(331頁)として刊行され、著者の死後、第6版・1963年(442頁)がウォルドックによつて増補出版されている。本書は、「法学の勉強を始めようとする学生、あるいは国際関係に関心があり、そこで法がどのような役割を果たすことができるかを研究しようとする、専門外の人々のための入門書」<sup>7)</sup>として書かれたものであるが、その「平易なこと、バランスがとれていること、そして簡潔なこと」<sup>8)</sup>によつて、いくつかの外国語に翻訳され<sup>9)</sup>、20世紀において最も広く世界的に読まれた本としての名誉をえている。同時に本書は、深い内容をもっており、著者の「洞察力・判断力および学識」<sup>10)</sup>を示すものとして高く評価され、そののちの多くの研究者の著書・論文に引用されてきた。

ブライアリーの、国際法学の発展に与えた貢献については、国際司法裁判所裁判官のローターパクトが、『英國国際法年報 (BY 1955-56)』に寄せた報告で、国際法の倫理的基礎、国際法主体としての個人、国際法と国内法の調和、国家の独立と主権、の四つに分けて詳しく説明している。<sup>11)</sup>

ブライアリーは、その社会活動において、不幸になっている人々に深い同情

をもち、特に両大戦や、全体主義国家の圧制の結果、英國へ逃れてきた難民の立場に強い関心をもち、彼等への援助計画に、謙虚に、しかし献身的に努力を傾けた。<sup>12)</sup>このことについて、ロンドン・タイムズは、ブライアリーを追悼して、「彼がこれほどに個々人の求めに応じていなかつたならば、もっと多くの学問的業績をあげていたかも知れない。しかし、その場合、数多くの人々が不幸になっていたであろう。」と書いている<sup>13)</sup>

- 注 1) *Annuaire de l'Institut de Droit International*, 1955 (Lauterpacht, S. H. and Waldock, C. H. M. ed. : *The Basis of Obligation in International Law and other Papers by the late James Leslie Brierly*, 1958, pp. ix-xiii, "Introduction : James Leslie Brierly (1881-1955)—a Biographical Note" に再録されている)。
- 2) *Id.*
- 3) *Recueil des Cours de l'Académie de Droit international de la Haye*, vol. 23 (1928), pp. 463-552.
- 4) *Id.*, vol. 58 (1936), pp. 1-242.
- 5) Brierly : *The Law of Nations—An Introduction to the International Law of Peace*, 1928 ; —— : *The Outlook for International Law*, 1944.
- 6) Vol. II. A Translation by J. L. Brierly, M. A., B. C. L. Washington : Carnegie Institution, 1911, pp. xxxii, 204 and xviii, 186.
- 7) 第2版の序文 (Brierly, op. cit. no. 5 1936, p. vi).
- 8) Waldock, op. cit. (no. 1), pp. x-xi.
- 9) 日本訳は、一又正雄訳『國際法—平時國際法入門—』昭30。
- 10) Waldock, op. cdt. (no. 1), p. xi.
- 11) Lauterpacht, "Brierly's contribution to international law", Lauterpacht, op. cit. (no. 1), pp. xv-xxxvi.
- 12) Waldock, op. cit. (no. 1), p. xii.
- 13) *Id.*, p. xiii.

## 第2節 著書『國際法の展望』

### はしがき

『國際法の展望』が書かれたのは、1944年の第二次世界大戦中で、國際法の役割が限りなく軽視される傾向のあった時期である。したがってブライアリーは、

本書で、主権国家間の関係における法の価値を評価するとともに、当時の国際社会構造の下での、その効用と限界を指摘した。そして、いわゆる、国家の『重大利益 (vital interests)』からもたらされる問題点を、現実に即して分析し、国際秩序と世界平和について積極的に検討しようとした。<sup>14)</sup>

本書について、デービーズ (Davies, D. J. LL.) が『英國国際法年報 (BY)』で、大要次のような書評をしている。<sup>15)</sup>

「大戦中、ブライアリーは、積極的かつ現実的な態度をとり、国際法を有効に活用することに努めるとともに、その短所を過小評価せず、またその権威を過大評価しなかった。その論点は、国際法が、平和と秩序の確立した世界においてのみ機能しうるということであって、国際法がそのために必要な諸条件をすべてつくりだしうると考えるのは、全く間違っているとした。また、そのような諸条件は、平和を維持し、各国の福祉を増進させるため、各国が効果的な協力をを行うことによってのみ、もたらされるのであるとした。

国家の重大利益について、ブライアリーは、それが妥当であるとされる場合に、重大利益を保証するために、戦争以外に、どのような方法があるのかを種々検討しているが、それが実際的であるかどうかは、サンフランシスコ（国連憲章）草案の下で再検討されることになるであろう。

集団安全保障の問題については、ブライアリーもいうように、国家の不満を取り除く手段を見出すことが必要であるが、その問題解決は、法的な立場からよりは、むしろ政治的立場に求められねばならない。そして、国連憲章の、紛争の平和的解決に関する、柔軟な規定は、唯一の現実的なアプローチであると思う。

集団安全保障と紛争の平和的解決は、世界的な経済的・社会的福祉への積極的措置を必要としているが、この分野が、国際法の欠陥とされてきたことは、ブライアリーもくり返し認めているところである。この点で、国連において経済社会理事会が与えられた地位は大いに期待できるものである」と。

本書は、米国では、大戦後の1945年9月に再版され、『米国国際法学会誌

(AJ)』に、編集局のターリントン (Turlington, Edgar) によって紹介された。それは本書の内容を要約したもので、次のように書かれている<sup>16)</sup>

「国家は『重大利益』をもっており、国際法は、それが妥当である限り、それを守るとともに、他国の誤った、不当な利益をおしつけられないように保証するための手段を見出さなければならぬ。

国内または国家間のいずれにおいても、秩序は組織なしには維持されえない。そして、国際秩序を組織の中につくりだすことは、集団安全保障体制の依存する軍事力が大国のみから提供されるという問題点を生じている。一部の大國による指導が、この仕事に適しているとは考えられず、米・ソ・英三国の同盟関係も、他の国々への法による自由な政策をとるのでなければ、成功しないであろう。<sup>17)</sup>

国家の一般的福祉を促す手段として、国際法は、全会一致の規則によって、大きくその機能が制限されている。同時に、社会福祉にたいする将来の国際法の効用は、それについて十分な情報をもつ与論の形成にかかっている。<sup>18)</sup>

すべての国家間の紛争が、裁判所によって解決されるわけではなく、その多くは、法よりも、政治的手段により解決されている。またこの場合、双方が『正当』とする解決を見出すことは極めて難しい。さらに、将来、可能性のある『平和的変更』という方法も、それに先立って、安定した秩序のあることが必要で、結局、安全保障という基本的問題に戻ってゆくのである<sup>19)</sup>」と。

以下に本書の各項目の内容を紹介する。

### 第1項 現在の制度 (The present system)<sup>20)</sup>

ここでは、国際法という制度の現状の問題が取り上げられるが、ここにいう「現在」とは、いうまでもなく、第二次大戦中の1944年当時のことである。そして、当時ブライアリーが、国際社会における国際法の役割を、どのように理解していたかが明快に語られている。

ブライアリーは、戦争が終わったのちに、国際法が国際秩序の再構築のため

に用いられる重要な手段の一つとなるであろうとしたうえで、国際法が果たす役割、あるいは、より安定した世界を支える柱の一つに国際法をしようとする条件を考える場合、それが根拠のない推論や、希望的観測によって決められてはいけないとする。そして、この問題を考える場合に必要なのは、次の三つのことであるという。すなわち、①我々は白紙ではなくて、現在の制度の上にたってスタートすること、②法は、非常に専門化した手段であり、また人間の行為を規制する手段としての法の有効性は限られているのを知っておかねばならないこと、③国際法という制度は、個人ではなくて、国家が主体であって、この独立した国家が、どの程度まで、またどのような条件の下で、特別な規制を受けいれると期待できるかを、常に自問自答しなければならぬこと、と。

このあとにブライアリーは、16世紀まで遡る国際法の起源について述べたうえで、国際法と国際社会との関係について、大要次のような説明をする。

「国際法は、多数の国家が、その相互関係をもつことを余議なくされる世界において、その共存のためには欠くことのできないものの一つであるにすぎない。そして、社会あるところに必然的に、法があり、また法あるところに、必ず社会が存在するであろうことは、すべての法学者が例外なく、知っている事実である。

.....

国際法の存在を最もよく示しているのは、現在のすべての国家が、国際法が存在していること、そして国家自身がそれを守る義務を負うこと認識しているところにある。そして国家は、しばしば、法と関係のない、『自己保存の権利である』などという理由を述べて、その行為を弁護する場合があるが、しかし、国家は、国際法が実際に存在し、また、それによって国家が拘束されていることを否定するような弁解を口にすることはない」と。<sup>21)</sup>

そして、ブライアリーは、国際法において、慣習法が重要視されていることを力説したうえで、貿易・金融・社会・文化などの各分野での国家間の相互依存関係を定める多数国間条約の成立によって、国際性の機能が拡大しつつある

状況を指摘している。

次に、国際（公）法と対比される、国際私法について説明し、また「国家の管轄権」の問題にふれている。

つづいて、国際法は、現在もなお明白に、社会発展という面からみると、「自由放任 (laisser-faire)」の段階にあるという事実があげられる。そしてこの「自由放任」という状況は、別のところでもみられるという。すなわち、国際法制度は、英國の法律学が、「権利侵害なき損害 (damnum sine injuria)」、つまり、「違法とみなされない行為によって生じた損害について、その損害をもたらした当事者にたいして、被害者への救済を要求できること」を否定してしまうことができないというのである。そして、この点についてブライアリーは、関税、奨励金、特恵、市場または原料への権利、移民などの事項について、国家が「国内管轄 (domestic jurisdiction)」の名で自己中心的な政策をとってきたこと、またこれについて法が関与してこなかった事実を認めている。また国家が、それについて国際法がどのように定められているかを全く考慮することなく、主に政治的理由から自国にとって最善とされる行動をとってきたことにたいして、ブライアリーは、大要次のように述べている。

「どのような法規があるのか、また法規がどのように適用されるのかについて意見が分かれるとき、外務省は法律顧問の意見を求めている。また関係当事国の外務省の間で議論されたのち、問題が『和解で (out of court)』解決されない場合、国際裁判所または仲裁裁判所に付託される。そのとき、国内裁判所と同様の手続きがとられる。このような裁判が必ず行われるという保証はないが、最も重要なのは、通常、国家はお互いにそのように行動するであろうという前提で行動しているということである」<sup>22)</sup> と。

ブライアリーは、国際法を国際紛争解決の手段として実際に用いようとする場合、特に障害になるものの一つに、国際法の諸原則が、不明確であり、不安定であることをあげている。そして、このような欠陥は、国際法が慣習法を中心にして成立してきたための、やむをえぬことであるが、国際裁判の発展にと

もなって徐々に少なくなつてゆくと期待されており、また国際的な商取引のように、明確な条約によって定められる分野については、このような欠陥は認められなくなつてきている、とする。またこの点については、法が正確さを求められるため、必ず一般的原則という形で示されるのにたいし、法の適用される事実は一般的ではなく、常に特定化されており、それはしばしば不明瞭または議論の余地のあるものだと述べている。そして、法が科学になるのを妨げているのは、この事実の扱いにくさにあり、法は、現在も将来も、常に精密な科学ではなくて技術にすぎないのである、と説明されている。<sup>23)</sup>

最後にブライアリーは、「国際法は国家間の関係において有用な機能を果たしており、それは国家の日常的業務を、普通のときには、秩序正しく、予想される通りに遂行させる手段であって、これは小さなことではない」<sup>24)</sup>としたうえで、このような国際法の、貸借対照表を例にとれば、プラス（貸方）にたいし、マイナス（借方）とみられるもののなかに、個々の国家の、「重大利益」という観念のあることをあげている。<sup>25)</sup>これは、仲裁裁判条約の、当事国の仲裁義務を免れる条項のなかで示された用語であるが、これについては、本書の第3項であらためて取り上げられている。

## 第2項 戦争と法 (War and the law)<sup>26)</sup>

古典的国際法学者は、国家の、戦争をする自由にたいして法が制限を加えねばならないとしてきた。これは正戦論といわれるもので、自衛・財産回復および、国家の不法行為の処罰などが、戦争を行う「正当な理由」とされた。<sup>27)</sup>これについてグロティウスは、交戦者のいづれが侵略国とされるのかという問題と、第三国が戦争の正・不正の判断をする場合、戦争にまきこまれるおそれのある危険という問題を指摘した。これは、いいかえれば、国際社会が侵略国にたいして協力して法を守ろうとする集団安全保障体制の問題でもある。<sup>28)</sup>その後、ヴァッテル (Vattel) は、戦争はすべて、双方ともに「正しい」とされねばならず、正・不正の判断をすることができないと主張した。それ以後、戦争を合法

と違法とに区別する法律問題はあるとしながらも、現実には、国家は、法の問題としてでなく、政策の手段として戦争を選択してきた。ここから、国家は戦争をする無条件の権利をもつとされており、これにたいして国際法は何もすることができないという考え方方が生まれてきた<sup>29)</sup>。

このような戦争と法との間の板挟みのなかで、最近の多くの国際法学者は、より現実的な選択をし、戦争を単に、合法・違法と無関係な事実または事件とみなしている。そして、法が関係をもつのは、国家が戦争を実施する方法にたいして制限を加えようとするることであって、これは「戦争法」とよばれる分野である<sup>30)</sup>。

このような戦争と法の関係についての、一般的な理解の上にたって、ブライアリーは、戦争が始まったときに、直接戦争には参加しないが、戦争の影響をうける、いわゆる「中立的な」国にたいする法の立場について検討することが必要であるとし、この項では、もっぱら、この問題を取り上げている<sup>31)</sup>。

中立については、すでに14世紀に、海上貿易における権利義務として問題にされているが、交戦国と中立国の対立する利害関係の妥協として、中立法が発展したのは18、19世紀のことである。そこでは、交戦国の利益を無視するような形での、中立国の行動の、平時のような、完全な自由は認められず、この行動の自由にたいする制限が、法規として受けいれられてきたという<sup>32)</sup>。そして、戦争を禁止することができないのであれば、その影響の範囲を限定するのが最善の策であるとされ、中立法をつくることが、このような望ましい状態を実現する鍵になると考えられた。このような中立についての観念が非常に力をえたのが、18世紀後半から、1899年と1907年のハーグ平和会議の時期である。

ブライアリーは、このように発展してきた中立法が確固とした、また恒久的なものになっているのか、あるいは、たんに一時的なことにすぎないのかを、将来に向かって検討する必要があるとしている<sup>34)</sup>。そして、中立法を成立させた理論的根拠として、①ヴァッテルの見解にしたがい、すべての戦争が双方にとって正当であり、また合法であること、②国家は完全に独立しており、個々の国

家は他国から尊重される独立を、維持する平等の権利をもっていること、の二つがあげられるが、これは理論の問題であって、これに基づいて今日の中立法が成立してきたのではなく、むしろ次の三つの政治的事実によって、中立法は妥当なものとされたのであるとして、大要次のように説明している。

### 1. 米国の政策と、その増大する影響力

ナポレオン戦争中、米国は中立国の義務を厳格に守り、ヨーロッパ大陸の事件に一定の距離をおいてきた。その後19世紀を通して、米国は、アメリカ大陸を、ヨーロッパからの攻撃にたいして守ることに加えて、商業活動を保護するため、中立国の「海の自由」の確保を外交の中心課題としてきた。しかし、現実には、2つの世界大戦で米国は中立国でありえなかった。

### 2. ナポレオン戦争の後のヨーロッパ状勢の変化

ナポレオン戦争では、多数の小国が中立を希望していた。その後、国々が合併して、少数の大群へと発展していったが、これらの国々も、自国の経済発展に直接関係のない国々の中立を侵そうとはしなかった。そして、19世紀中、中立国は、強大な隣国との協調に努めてはいたが、自らの意思に反して戦争に参加するという危険をおかさなかつた。そのため、二度のハーグ会議の成果は、確固たる、堂々としたもののように思われた。しかし、現実には、国家は、他の戦争にたいして全く「公平」であったわけではなく、「条件つき」または、「便宜上」中立的立場をとっていたという事実を見逃せない。そして、軍事力の増大、近代兵器の威力、機動力の強化などによって、ヨーロッパ全体が現代戦に対応する方向へ変化してゆくとともに、小国の中立は、強大な交戦国にとっては、不都合なものになり、交戦国による中立違反の行為を阻止することができなかつた。

### 3. 1815年から1914年までの平和の特徴

この時期、多くの戦争があつたが、すべての大國をまきこんだ戦争はなかつた。いくつかの大國が常に局外において、中立を維持し、これは十分に尊重された。その戦争の目的は限られており、相手国の完全な屈服を求める全面戦争と

いうようなものではなかった。また、この世紀の平和をつくりだした主な理由として、英國艦隊の存在を無視できない。『英國の平和 (Pax Britannica)』を容易にするために、中立が維持されたのである」と<sup>35)</sup>。

### 第3項 重大利益 (Vital interests)<sup>36)</sup>

19世紀初めの、多くの仲裁裁判条約には、「重大利益 (vital interests)」に関する規定がある。この「重大利益」は、国家が、その生存にとって絶対的に必要とされることが問題になっている場合、その裁判の判決をうけいれることを望まないような事項を示している。第一次大戦後、このような方式は好まれなくなり、1921年の常設国際司法裁判所規程では、いわゆる「選択条項 (optional clause)」という制度が導入された。ここでは、国家がこの条項を受けいれた場合、四つの「法律的紛争 (legal disputes)」にたいする強制的裁判権を承認する義務を負うことになった。しかし現実には、英國を含む多くの国々が、この条項受諾について、その拘束力を弱めるような制限を加えており、また「法律的紛争」という言葉の意味を含め、この条項には不明確なところがあった。いいかえれば、国家は、自国の行為を、無条件、かつあらゆる状況の下で、法規に基づいて判断されるのを望まない場合があるのであって、国家は、自ら非常に重大で (vital) あるとする、ある利益または政策について、法や、法を解釈する裁判所がどのようにいおうとも、必要な場合、この利益または政策を自由に主張しようとするのである<sup>37)</sup>。

ブライアリーは、上のように述べたうえで、重大利益という概念を、有効かつ正当なものとして主張する、モーリー (Sir James Headlam Morley) の著書『外交史研究 (Studies in Diplomatic History)』の内容を紹介している。そして、モーリーは主にアメリカの歴史的事例をあげ、特に、モンロー・ドクトリンにくわしくふれ、アメリカが自國領域外の地理的範囲にまで、その利益を主張し、それを侵害する国にたいしては武力の行使をも辞さないという態度を示したことあげている。また同時に、同様の利益を、他の国々、すなわち、英

国・フランス・ロシアなどももっていると指摘している。<sup>38)</sup>

これについて、ブライアリーは、「重大利益は、それが存在していないかのようにして、国際法の将来計画をたてても無意味であるだけでなく、それを無視できるからといって、無視してしまってはいけないという理由からも、現実の問題として存在しているのである。」と述べている<sup>39)</sup> そして、現状は、各国がその利益を自国だけで決定しており、妥当な利益と妥当でない利益とを区別する方法が存在しないのであるから、妥当とされる利益を守り、また妥当でない利益がおしつけられないようにするための法的手段が必要であるとする。

この問題についてブライアリーは、特に、国際法と国内法とに大きな相異があるとする。そして、国内法ではなくて、国際法が取り組まねばならぬ利益事項として、領水に関する法があげられている。その問題点は、「戦略的」なことで、湾は、沿岸国の国防のための重要性、住民の産業のための価値、および公海からの距離などの見地から、その湾口の長さが重要視される。また河川は、航行、発電所、灌漑および生活用水などが、政治的因素を含んでいる。これらの例を含めて国家には、「重大」であると自らみなす利益があり、これらすべてを法が保護するのは不可能であるが、しかしこれらの利益を全く保証しないという法制度を国家に強要することもできないのである。<sup>41)</sup>

ブライアリーは、この重大利益の問題解決のための第一歩は、国際秩序という、より包括的な問題の密接な関係を認識することにあるとしている。いいかえれば、国際的な制度がその構成員に合理的な秩序の保証をなしえないので、国家は、自力でその秩序をつくることを余儀なくされるのであるとする。事情が変わり、国家が、納得のいく信頼をうる安全保障を提供されたときに、重大利益の問題は、それを取り扱うのに最も適した法的方法の検討問題へと転換するものと期待することができる。どのような人間社会においても、権力政策が完全に法に従わせられるようなところはどこにもない。重大利益の問題を純粹な法律問題としてうまく解決できると思うのは、大きな間違いである、とも述べられている。<sup>42)</sup>

#### 第4項 戦争と国内の重大利益

(War and vital interests inside the state)<sup>43)</sup>

戦争の問題も、重大利益の問題も、特に国際的な問題というわけではなく、両者はともに、国家間でと同じように、国内でも起こりうることが、しばしば見逃されている、というのが、本項の書きだしである。ここでは、国内のあるグループ、あるいは団体が、国際社会における国家の重大利益と同様に、自らの重大利益を守るために、「第三者の判断」に委ねることを拒み、「自らの事件における裁判官」となる権利を要求する例があげられている。つまり、そのグループが重大利益とみなすものの障害にならない限りで、法を受けいれるだけだというのである。<sup>44)</sup>

ブライアリーは、その例として、アイルランドの内戦（エールは、大戦中、中立国であった）、および大戦中の労働組合のストライキ（大戦中、1927年の「労働争議と組合法」に違反して行われた）をあげている。また、ロシア革命以後、各国に頻発する内戦と、国家間の戦争は、ともに同じような社会的意義をもち、またある政策の手段になっているとして、両者を比較検討する。そして、これに関連して、国内の治安維持のために刑法の果たす役割は、主に警察力による限られたものであって、内戦による平和の破壊という段階になると、より強力な軍隊に依存しなければならぬことがあげられている。また、この点からみて、1928年の不戦条約が、戦争の放棄のみを定め、それに必要な法制度と、制裁としての実力行使の組織化を何も行わないのであれば、この条約は空文化されるおそれがあるとも述べられている。<sup>45)</sup>

ブライアリーは、国家が、その防衛についてなすべき必要な機能は、その構成員のために最善の生活条件をととのえることであって、そのためには、国内の諸団体の重大利益とされるものについて、事件の特殊性を理解せずに、一般的法規を機械的に適用するというのではなく、法のより適正な手続きによる処理をしていかなければならないとする。そして具体例として、労働組合に、一般的法規では認められない特権を与えた1906年の労働争議法の成立や、スコッ

トランド自由教会内の分裂において、1905年の議会制定法が、一般的法規の権限をこえ、両派への財産分割を決定した事例をあげている<sup>46)</sup>。

最後にブライアリーは、国内における諸団体の重大利益が、その共通の伝統や愛国心などによって、対立が危険な段階になりにくいのにくらべ、国際社会は、まだそのような発達段階に達していないので、対立関係の調整が難しいとしながらも、この問題にたいして、次のようなことを考慮すべきであるとしている。すなわち、①現在のような相互依存関係にある世界においても、国境をこえた接触はまだ少ないので、国際平和のためには、国内のような親密な共同体意識を必要としないこと。②より密接な共同体的感情を育成するために、なすべき多くのことがあり、国際社会においても、国境をこえた文化的接触、より高い教育水準、政府間・非政府間の経済的協力などが有益であること<sup>47)</sup>。

### 第5項 連盟規約の下での進展 (Progress under the Covenant)<sup>48)</sup>

はじめに、「それは、マキャベリーのいう、二つの基礎的条件、すなわち、『立派な法 (good laws)』と『立派な軍隊 (good arms)』を国際社会に与えるという、現実的な試みであった。しかし、彼がいってきたように、まず、『立派な軍隊』がとりあげられ、しかも連盟はそれを与えることに成功しなかった。」と述べられている。つづいてブライアリーは、国際連盟は二つの基本理念から成りたっているとし、その一つは、規約第11条に、「戦争または戦争の脅威は、……すべて連盟全体の利害関係事項である」と定めたことであるとする。また、もう一つは、「特に許されないとされる戦争」を、それ以外の戦争と区別したことであるとする。そして、連盟国は、そのような戦争には加わらず、規約に違反して戦争に訴える国にたいして、「制裁」とよばれる行為をとることを約束した。また規約は、①紛争を、仲裁裁判、司法的解決または理事会の審査に付さねばならない、②仲裁判決、司法裁判判決または理事会の報告書公表後、3か月以内は、戦争に訴えることができない、③判決または理事会の全会一致（当事者を除き）の報告書に従う国にたいしては、戦争に訴えることが禁止される、と

定めた。しかし、この規定には「欠陥」があり、国家が、判決または理事会の全会一致の報告書に従わない場合、または理事会が全会一致にならない場合、規約に違反せずに戦争に訴えることが可能である<sup>49)</sup>。

ブライアリーは、このような連盟規約の、戦争に関する規定について、グロティウスの示した、次の二つの問題点に基づいて議論を進めている。

一つは、戦争当事国のどちらが正当であるかを知るという問題。

戦争の正・不正を決定するまえに、まず戦争をやめることが求められるのであって、戦争をやめないことが不正になる、という原則を、国際平和という見地から適用しようとしたのが、規約の最大の成果であるとする。

二つ目は、他国の戦争にたいして、第三国が正・不正を判断するという問題。

規約は、規約に違反して戦争を行った国にたいして制裁を加えるという形で、制裁を行う国家間の協力関係をつくりだすことによって、この問題に対処した。しかし、これについては、規約第16条の制裁規定の実施が個々の連盟国の判断に委ねられたこと、また1935年の対イタリア制裁の実施状況などからみて、この制度が弱点をもつことが明らかにされている<sup>50)</sup>。

国際連盟は、戦争に至るまでに、紛争をその初期の段階で防止することができないという批判にたいして、ブライアリーは、大要次のように反論している。すなわち、

「連盟規約第11条によって、連盟国は、その『友好的な権利』を行使することができ、また『国際平和または、平和が基礎づけられている国家間の良好な協調関係を乱すおそれのある、国際関係に影響のあるすべての事態』を総会または理事会に付託することができる。国際紛争を、初期の段階で処理しえないことの原因は、連盟の組織の問題ではなくて、政治的または心理的な問題である。また連盟規約への批判は、安全保障体制に不可欠の信頼関係をつくりだすことができなかつたところにあると理解される」と<sup>51)</sup>。

最後に連盟規約と中立の関係について述べられているが、規約が、18、19世紀の国際法で発達してきた中立の地位に重大な影響を与えたことを認めてい

る。そして、国家が連盟規約に違反して戦争に訴えた場合、他の連盟国はこの違反国にたいして制裁を行うことを約束しており、中立法規の基本原則である、公平の義務を免除されるだけでなく、他の戦争当事国を援助しなければならなくなるのである。そして、これに関連して、第二次大戦中における、米国の、参戦前の英国への軍事援助の実状が、その例としてあげられている<sup>52)</sup>。

#### 第6項 国際秩序 (International order)<sup>53)</sup>

平和を維持することと法との関係について、ケルゼン (Kelsen) が、「強制的な裁判権を設けることによって、あらゆる社会的災難のなかでも最悪のものである、戦争を排除するため、国際組織の法的取り組みは、他のすべての国際的な改革への試みに優先してなされなければならない。」と書いたことにたいして、ブライアリーは、この考えは全く間違っていると述べている。また、「我々がよく使う言葉の『法と秩序』は、歴史的にも、論理的にも、その本当の優先順位は逆である。決して法が秩序をつくるのではない。せいぜいそれができることは、秩序が一たん確固としたものになったときに、その秩序を支えることである。……常に、さきに秩序がなければならないのであって、そのあとになつて、法がやっと根をおろし、生育しはじめるのである。状況がうまくいっている場合に、法は、秩序が確立していることの結果としてえられるものであって、それは、決して秩序確立のための手段となるものではない。」とも述べられている<sup>54)</sup>。

ブライアリーは、秩序を維持する方式として、単一の超大国（ローマ帝国のような）によるもの、第2次大戦前に失敗した、いくつかの共栄圏によるものがあるが、これ以外に最後に残った可能性として、多数の国々が、秩序の確立と維持のために協力、または連合することをあげている<sup>55)</sup>。そして、この「集団安全保障 (collective security)」体制の下でも、国家は自国の利益を計算しながら行動すると予想されるので、「中立」ということが重要な課題になってくる。また、この中立について、第一次大戦・第二次大戦の例からみても、戦争を望まない、

多くの中・小国が戦争にまきこまれたことや、米国・ソ連などの大国も、攻撃にさらされたことを例にあげ、平和の「不可分なこと (indivisibility)」が主張されてきた。そして、この点についてブライアリーは、第二次大戦中、戦場から遠くはなれていた国々や、双方の交戦国家群から、その中立が自国の利益になるとみられた国は中立を維持しつづけたことをあげ、現在もなお、平和が「分けられる (divisible)」と考えられているのではあるが、これは望ましいことではないと述べている<sup>56)</sup>。これに関連して、連盟規約第16条が、規約に違反する戦争を行った国にたいする経済制裁を定めたこと、とくに、連盟の約束を守るために、理事会に、連盟各国の陸海空の軍隊の分担を提案する義務を負わせたことを高く評価している。しかし、連盟においては、連盟各国が自らの果たす役割を正しく判断して行動しなかったため、この集団安全保障体制に必要な条件を充たすことができず、失敗に終わった。1936年の対伊制裁撤回より、ずっと以前に、連盟は失敗していたというのが、ブライアリーの見解である。ただ、英國は重要利害関係地について、また米国はモンロー主義に基づき、いずれも自国外に向かって、必要な場合、武力を行使する用意があり、他の国々も、その伝統、貿易事情、および戦略的立場に基づき、平和は「不可分なこと」という観念にたって、それぞれの能力に応じて、安全保障体制への義務を負うことが求められるとしている<sup>57)</sup>。

要するに、国際法にとって、秩序は二重の意味をもっており、まず法は、安定した国際秩序の中でのみ発展することができるのであるが、同時にその秩序が組織的に確立されていなければ、法は発展することができないのである。

次に、ブライアリーは第二次大戦後にふれ、戦後は、米・ソ・英と、場合によつては、これにフランスを加えて、これらの大が原動力になって、集団的安全保障を討議することになるが、小国もまた、軍事基地を提供するなどの面で、重要な役割を果たすことになるという。また、世界秩序と同様に、世界機構は、国際法の発達のための前提条件であり、この機構は各種の法制度をもつことになるとしている。そして、第一次大戦後につくられた法制度は、国際的

な無政府状態の上につくられたため、力をもたず失敗したとの、エコノミスト誌の意見を紹介している。ブライアリーは、将来の集団安全保障体制が考えておかねばならぬこととして、①世界は地域によって、政治的・経済的・戦略的に種々相違しているが、これらすべてを総合的にまとめた形で安全保障体制がつくられねばならないのであって、国家の利害関係のすべてはこれを局地化できること。②安全保障計画は、事件が起こってから、すぐにつくるというわけにはいかず、前もって、あらゆる政治的・戦略的状況を検討しておかねばならないこと（日・独の復活を警戒しなければならない）、③この体制に加わる国家はすべて、最低限、中立国が伝統的に交戦国に認めてきた権利を、侵略国にたいして拒否する義務を負わねばならないこと（第二次大戦中の、スイスやスウェーデンのような、侵略国への協力は認められない），などをあげている<sup>58)</sup>。

### 第7項 法と福祉 (Law and welfare)<sup>59)</sup>

国際連盟の設立は、国家間の協力体制を大きく前進させた。また一方で、連盟のような機構が必要になっていたことは、次の三つの理由、すなわち、①産業・交通通信などの技術進歩、②政府の活動領域の変化、③戦後の復興などからも、はっきりと認識されていた。

ブライアリーがここで取り上げている問題は、国際法が、その人民の福祉を増進するために、各国政府の利用できる手段を、どの程度提供できるかということであって、これに関連するものとして、規約第23条(人道的、社会的、経済的任務)の種々の国際協力の制度、およびヴェルサイユ条約第13篇により設立された国際労働機関(ILO)などがあげられている<sup>60)</sup>。

国家の全体的福祉を促すための手段として、国際法が国内法に比べてもっていいる一番不利な点は、「全会一致の規則 (rule of unanimity)」であるとして、ブライアリーは、リッチズ (C. A. Riches) の著書『国際機構における多数決規則 (Majority Rule in International Organization, 1940)』を紹介しながら、この問題についてくわしく説明する。ただ最近の傾向として、国際的な商取引

の分野、また国際労働機関や、国際民間航空機関の航空委員会の採決手続きなどにも、多数判決が採用されており、第二次大戦後は、このような方式が一そく促されることを期待している。<sup>61)</sup> そして、全会一致制のもつ欠陥を修正する試みとして、①議案提出前の検討会議で、多数決により決定すること、②多数国の賛成議案にたいし、心理的に反対が抑制されること、③留保制度を採用すること、などがあげられている。<sup>62)</sup>

次に、国内法の成立にたいして、種々の圧力団体が大きな影響力をもっており、同様の事情から国際法が社会福祉のための手段として利用されることにたいして、各国の国内与論が大きな力になりうることが指摘されている。<sup>63)</sup>

このことに関連してブライアリーは、これまで「国内管轄事項」として、国際法が取り扱うことのできなかった、人権保護の問題について、当時のナチス・ドイツのユダヤ人などへの残虐行為を念頭においてではあるが、多くの紙面をさいて述べている。そしてこれまでも、他国の国民を、その政府による圧制から保護するために、この国にたいして干渉することはあったが、多くの国際法律家は、このような干渉を、法的理屈からではなく、単に政治的または人道的理由から正当化しようとしてきた。<sup>64)</sup> これは、国際的な人権章典のような文書がない段階では、やむをえぬことで、例えば委任統治委員会のような、独立の、非司法的委員会のような機関の設立も考えられるとする。<sup>65)</sup> また、ブライアリーは、最終的には、米国憲法に範をとる、国際権利章典が望ましいとしながらも、このような提案は、当然、国際的な監視体制と、その実施機関という難しい問題をかかえており、その実行性に疑問をなげかけている。<sup>66)</sup> ただこのような権利章典として成文化されることは、重要な法的結果をともなうのであって、国家が人権を尊重しない場合、他国は、この国にたいして干渉して、条約尊重を求めることが（義務的ではなくても）認められるとして、次のように述べている。すなわち、「（自国民の非人道的取り扱いや、隣国民への権利濫用などの場合に）干渉権を行使することは、第二次大戦後に設立される国際的機関の権限によつて保証されることになるであろう」と。<sup>67)</sup>

### 第8項 國際紛争 (International disputes)<sup>68)</sup>

はじめに、「すべての社会において、法の果たす、明らかな機能の一つは、その構成員間の紛争を平和的に解決するための根拠として用いられることであり、国家は仲裁裁判所を設置し、国際法を常に利用することができるのである。」と述べられている。<sup>69)</sup> そして、①1921年につくられた常設国際司法裁判所と、従来の仲裁裁判所との相違は、「常設」という構成の違いであって、機能の違いではないこと、②国家に、裁判所への紛争の付託を義務づける強制的裁判権を受け入れさせるためには、それを約束する仲裁裁判条項を条約の中で採用する方式と、常設国際司法裁判所規程第36条2項の「選択条項」受諾という方式の2つがあること、③「裁判に付託せられる (justiciable)」紛争と、「裁判に付託されえない (non-justiciable)」紛争という区別は、客観的基準を欠いているので、役に立たないこと、などがあげられている。<sup>70)</sup>

つづいて、「一番難しい紛争、例えば国際平和を危くする紛争が、裁判所によつて解決されるとは、決して思えない。」としたうえで、次のように述べられている。すなわち、1919年のヴェルサイユ条約は、その成立直後から、改訂の議論があこつており、また「持てる国」と「持たざる国」の間の分裂の危険が生まれている。そのため「平和的変更 (Peaceful change)」という問題を、単なる連盟規約第19条にいう、「条約の改訂」としてではなく、「国際秩序への貢献」という見地から、検討する必要があるとし、以下、これについて、くわしく説明している。<sup>71)</sup>

まず、「平和的変更」は、ある国の強い要求への「宥和 (appeasement)」政策として(例えば、1938年のミュンヘン会談)、一時的な便宜の (expedient) ためでだけなされるのではなく、それが妥当であると決定される場合には、いつでもなされねばならない。<sup>72)</sup> ただし、国際紛争の解決という仕事は、ほとんど常に、対立する利益を調和させることであり、またその利益が、政治的・戦略的・経済的、さらには感情的・歴史的など多岐にわたっており、これらの利益のすべてを満足させることは到底できない。例えば第二次大戦の原因になった「ポー

「ランド回廊」問題は、「妥当でない (unjust)」解決とされたが、それは、秩序を求める、また妥当な解決を促すための、平和的変更の手続きであったが、それがうまくゆかなかったのは、その解決が妥当でなかったからではなくて、その妥当性に、力という支援が与えられなかつたからであるとする。<sup>73)</sup>つまり、「立派な法」と「立派な軍隊」は密接不可分の関係にあるということである。

また、平和的変更が一般的な秩序の問題と深い関係にあることが指摘されている。ブライアリーは、平和的変更について、それがうまく機能すれば、戦争に訴える必要がない、いいかえれば、安全保障体制の下で、武力によらない「柔軟な選択 (soft option)」があるかのようにいわれているのは間違っているとする。そして、「平和的変更の実施それ自体が、あらかじめ安定した秩序が保証されていることに絶対的に依存するだろう」ということを強調している。<sup>74)</sup>

次にブライアリーは、平和的変更のための機関の問題について、それが第三者的機関になるとしたうえで、二つの案を考えている。その一つは、「衡平裁判所 (equity tribunal)」とでもよばれ、必要な場合、法的議論をはなれて、仲裁者の「*ex aequo et bono* (衡平と善によって)」決定する権限をもつ仲裁機関であるが、これには多くの反対があるものと予想している。次に、連盟総会のような政治的機関の決定により、規約第19条（平和的調整）と、規約第15条（紛争解決手続）に定める、「助言」と「勧告」の権限を、決定の権限へと変更することが考えられている。しかし、この提案にたいしては、国家主権の放棄になるのではないかという批判が予想されている。<sup>75)</sup>

さらに、国際的機関による決定がなされるとしても、その決定が強制されるかという問題がある。これについてブライアリーは、連盟時代に実際に、規約第19条（平和的調整）による決定が全くなされなかつたことや、連盟総会の決定を無視した、日本の、満州における行動などをあげ、平和的変更が露骨な武力ではなく、正義にもとづいてなされることを保証するための、絶対必要条件として、諸国家が信頼しうる安全保障体制が必要であるとしている。そしてクインシイ・ライト教授の「平和的変更の制度を受けいれる意欲の有無は、集団

安全保障制度にたいする一般的な信頼の如何にかかっている」との言葉を引用している。<sup>76)</sup>

最後にブライアリーは、平和的変更のための機関について重要なのは、国際的な常設機関であることと、決定に至らないまでも、その審議機関への紛争付託を国家に義務づけることの2つであるとして具体的に連盟理事会のような機関を念頭においている。そして、この機関が政治的機関であるとの批判にたいしては、国内・国外を問わず、政策の問題を決定しなければならない機関にたいしては、常になされていることで、あまり重視すべきではないと反論している。<sup>77)</sup>

### 第9項 まとめ

ヨーロッパを主な舞台に、3千万人近い死傷者を出した第一次世界大戦終了後に、最初の国際平和機構として国際連盟がつくられた。しかし、連盟はその20年間に、目立った実績をあげることなく、第二次世界大戦の勃発をみることになった。そして、この戦争は世界全体に及んで、人々にさらに一そうの惨害を与えつつあった。このような状況の下で、戦後の国際社会において、国際法の果たす役割について考察したのが本書である。

1944年当時、すでに戦争の勝敗の行方は自ら明らかになっており、また国際連盟に代わる、新しい平和機構の構想がかなり具体化されつつあった。本書で述べられている、国際法についてのブライアリーの立場は、その1924年の、オックスフォード大学での就任演説「国際法の短所」の所説から一貫したものであり、安易な観念論に頼らず、国際社会における法の地位を冷静に判断する現実主義者であったことは、第2項（戦争と法）の中立法規成立の経緯についての説明からも明らかである。<sup>78)</sup>しかし同時に、現行の国際法規を固執する実定法主義の立場を拒否し、常に自然法の再生を理想としてかけている。<sup>79)</sup>

以下に本書に示された、いくつかの特徴的な見解を紹介する。

(1) 社会と法との関係について、国内社会における国内法と同様に、国際社会

においても、国家が共存してゆくためには、その相互関係を規律するルールが必要であり、国家自身このようなルールの存在を認めてきた。しかし、すべての国際問題が法によって解決されねばならないとする理想論の立場をとらず、国際法の果たす役割の限界をはっきりと認識している。そして、国家が「重大利益」のために、あえてルールに違反する行動をとることを完全には制御できないところに、「国際法の短所」があるとした。この点についてブライアリーは、国家のような、集中化された権力をともなわない国際法では、その拘束力の根拠として、強制よりも、同意という観念があげられ、しかもこの同意は倫理的なものであるとする<sup>80)</sup> ただし、基本的には、社会と法との関係からみて、強制力をもつ国内法と、そこに欠陥のある国際法との間に根本的な相違はないとの意見が、しばしば展開されている<sup>81)</sup>。

(2) 法と秩序の関係についてのブライアリーの立場は明快である。すなわち、法が秩序をつくるのではなく、秩序のある平和な社会においてのみ法は発展することができるというのである。そして、このような秩序を確立するためには、ある種の力の存在が不可欠で、ここから、「立派な法」と「立派な軍隊」の両者のうえに社会がつくられねばならないという、マキアベリーの言葉がくり返されている。また、二度の世界大戦における英国の政治指導者チャーチルの同じような立場からの言葉が、何回も引用されている。

平和のなかに秩序が維持され、そこで法が正しく運営される段階においてのみ、戦争の最大の原因である、個々の国家の不満を解消するための、いわゆる「平和的変更」という手続きが可能になるともいっている。

(3) 国家の「重大利益」については、これを自国の力だけで守るのには限界があり、まず国際社会に平和と秩序をつくりだすことが前提になる。そして、この安定した秩序の下で国家の安全が保障されたとき、「重大利益」の問題は、法的手続きによって守ることが可能になるとする。さらに、これについてブライアリーは、国内でも、ある種の圧力団体の「重大利益」にたいして、超法規的措置をとることのあるのを例にあげ、国際社会でも、国家間の文化・

経済・社会などの協力関係をすすめ、相互理解を深めることによって、この「重大利益」に対処するのが望ましいとしている。<sup>82)</sup>

(4) 中立の問題についてブライアリーは、多くのことを語っている。まず第2項で、18, 19世紀における中立法規の発達が、当時の国際政治に関連づけながらくわしく述べられている。つづいて第5項で、国際連盟が、戦争をすべての連盟国の全体的利害関係事項としたことの意義を強調し、以後、連盟の下では、規約違反の戦争にたいして制裁を行うことになり、中立国は、その公平義務をすて、この制裁に参加することを求められ、ここに中立法の転換があるとしている。

さらに第6項で、集団安全保障体制の下では、中立国は、制裁を加えられる規約違反国への協力を拒否する義務を負うとして、第二次大戦中のスイス・スウェーデンのドイツへの態度が批判されている。<sup>83)</sup>

(5) 国際紛争の解決方法としては、かなり前から、仲裁裁判制度があり、さらに国際連盟において、常設的な国際司法裁判所が設置された。しかし、戦争に至るおそれのある国際紛争は、法によってではなく、政治的に解決されることが多い。したがって、一方で、紛争国がその紛争を、常設的機関に付託するのを義務づけることが必要であるとともに、現実には、連盟理事会のような政治的機関による解決が適当な場合が多いと述べられている。<sup>84)</sup>

(6) 国際法における個人の地位が重視されている。ブライアリーは、国際法の主体は原則として国家であるとしながらも<sup>85)</sup>、第7項で、国際連盟規約第23条が人道的・社会的・経済的な国際協力について規定したことを評価している。そして、これまで「国内管轄事項」として国際法がふれることのできなかつた人権問題を取り上げ、いわゆる「人道的干渉」を正当とし、また、国際的な人権条約の成立を望んでいる。その背景には、当時のナチス・ドイツのユダヤ人などへの不当断圧にたいする強い反発があったものと考えられる。

注14) Waldock, op. cit. (no. 1), p. xi.

- 15) Davies, D. J. LL., "Review of books", BY, vol. 22(1945), pp. 299-300.
- 16) Turlington, Edgar, "Book reviews and notes", AJ, vol. 40, 1946, pp. 218-219.
- 17) Brierly, op. cit. (no. 5), Outlook, pp. 88, 90.
- 18) Id., pp. 99, 107.
- 19) Id., pp. 121, 127, 130.
- 20) Id., pp. 1-18.
- 21) Id., pp. 4-5.
- 22) Id., pp. 13-15.
- 23) Id., pp. 15-16.
- 24) Id., p. 17.
- 25) Id., pp. 17-18.
- 26) Id., pp. 19-32.
- 27) Id., pp. 19-20.
- 28) Id., p. 20.
- 29) Id., pp. 20-22.
- 30) Id., p. 22.
- 31) Id., pp. 22ff.
- 32) Id., p. 23.
- 33) Id., p. 26.
- 34) Id., pp. 25-26.
- 35) Id., pp. 26-32.
- 36) Id., pp. 33-45.
- 37) Id., pp. 33-35.
- 38) Id., pp. 35-38.
- 39) Id., p. 38.
- 40) Id., p. 38.
- 41) Id., pp. 38-44.
- 42) Id., pp. 44-45.
- 43) Id., pp. 46-60.
- 44) Id., pp. 46-49.
- 45) Id., pp. 51-54.
- 46) Id., pp. 56-58.
- 47) Id., pp. 59-60.
- 48) Id., pp. 61-72.
- 49) Id., pp. 61-64.

- 50) Id., pp. 65-70.
- 51) Id., pp. 70-71.
- 52) Id., pp. 71-72.
- 53) Id., pp. 73-94.
- 54) Id., pp. 73-74.
- 55) Id., pp. 77-78.
- 56) Id., pp. 80-83.
- 57) Id., pp. 83-87.
- 58) Id., pp. 88-94.
- 59) Id., pp. 95-117.
- 60) Id., pp. 95-98.
- 61) Id., pp. 98-102.
- 62) Id., pp. 102-103.
- 63) Id., pp. 105-108.
- 64) Id., p. 108.
- 65) Id., p. 112.
- 66) Id., pp. 114-116.
- 67) Id., pp. 116-117.
- 68) Id., pp. 118-142.
- 69) Id., p. 118.
- 70) Id., pp. 118-123.
- 71) Id., pp. 124-126.
- 72) Id., pp. 126-127.
- 73) Id., p. 129.
- 74) Id., pp. 129-130.
- 75) Id., pp. 131-136.
- 76) Id., pp. 136-140.
- 77) Id., pp. 141-142.
- 78) Id., pp. 23-32.
- 79) Waldock, op. cit. (no. 1), p. xii.
- 80) Lauterpacht, op. cit. (no. 11), pp. xviii-xix.
- 81) Id., xxi-xxii.
- 82) Brierly, op. cit. (no. 5), Outlook, pp. 59-60.
- 83) Id., p. 94.
- 84) Id., pp. 141-142.

85) Lauterpacht, op. cit. (no. 11), pp. xx-xxi.